

平成 23 年 11 月 30 日

被保険者の皆さま

被扶養者資格の再確認を実施します

当組合では、健康保険法施行規則第 50 条により、被扶養者資格の再確認を実施いたします。この再確認は、現在、被扶養者として認定されている方が、引き続きその資格があるかを確認させていただくものですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

《認定の基準》

被保険者により生計を維持されており、引き続き下記の要件に該当する方で、一定以上の収入がある方や生計維持関係が認められない方は、被扶養者として認められません。

- ・ 被扶養者の年間収入が 130 万円（60 歳以上又は障害者は 180 万円）未満であって、かつ、被保険者の年間収入の 2 分の 1 未満であること。
- ・ 別居の場合は、前記の収入条件を満たし、かつ、被保険者からの仕送り額より少ないこと。
- ・ その他、組合において生計維持関係が認められないと判断したとき。

《実施の要領》

「健康保険被扶養者確認調書」をお勤めの事業所を通じてお渡ししますので、「被扶養者確認調書」に記載されている方について、必要事項を記入され確認書類を添付して事業所ご担当者に提出してください。

提出していただいた書類だけで確認できなかった場合は、追加で書類をお願いすることがあります。

《事業所への提出期限》

平成 24 年 1 月 20 日（金）

《ご注意》

この再確認調査により被扶養者資格がないことが判明したとき、また、正当な理由がなく期限までに提出がなかったときは平成 24 年 1 月 1 日付をもって被扶養者資格を抹消し、以後に医療機関等で受診された場合は、医療費を返還していただくことがありますのでくれぐれもご注意ください。